

「死刑のあり方について検討するための法務省内勉強会」
に関する要請書

2010(平成22年)年8月5日
日本弁護士連合会

第1 意見の趣旨

「死刑のあり方について検討するための法務省内勉強会」(以下「勉強会」という。)について、下記の通り要請いたします。

1 勉強会の構成員

勉強会は、「死刑に関する根本的な議論」、すなわち死刑制度の是非・存廃を含めた議論を行う場とされている。したがって、死刑制度を現に維持しその運用にあたっている法務省内における関係部局による構成によっては、およそ制度の根幹を問う議論を行うことは不可能である。勉強会を行うのであれば、死刑執行停止・死刑廃止を含め様々な立場を有する有識者や、死刑問題に携わってきた市民団体等からも幅広く構成員を募るべきであって、当連合会からもその推薦する会員を構成員とされたい。

2 勉強会の公開

勉強会は、行刑改革会議等の前例にならい、公開のものとし、発言者の顕名による議事録を作成し公表されたい。

3 勉強会のテーマ

勉強会のテーマとしては、少なくとも次の点を加えられたい。

- (1) 死刑制度の運用状況
- (2) 死刑を法定刑とする罪に係る事件の量刑の実情
- (3) 死刑事件に関する誤判防止のための刑事司法制度のあり方
- (4) 死刑に直面する者に対する権利保障、死刑確定者の処遇等
- (5) 世界における死刑制度の動向
- (6) 死刑の犯罪抑止効果及び死刑執行停止期間中の犯罪情勢の推移
- (7) 死刑に代わる最高刑のあり方
- (8) 死刑を法定刑とする犯罪の範囲の適否

4 勉強会の成果

勉強会の成果を、さらなる死刑制度の存廃を含む抜本的な検討及び実際の見直し作業、具体的には衆参両院における死刑問題調査会の設置とその間の死刑執行停止につなげるための方策を確保されたい。

5 死刑の執行停止

勉強会の結果を踏まえた死刑制度の存廃を含む抜本的な検討及び見直しを行うまでの一定期間、死刑の執行を停止されたい。

第2 意見の理由

1 千葉法務大臣は、2010年7月28日、死刑執行後の記者会見において、「死刑のあり方について検討するために法務省内に勉強会を立ち上げることにしました。私自身のもとに法務省内の関係部局等によって構成することとしますが、開かれた場で幅広く外部の様々な方々からご意見をお聞きしたい、議論に加わっていただきたいと思っております。この勉強会はあらかじめ結論を決めて行うものではありませんが、死刑制度の存廃を含めた死刑制度のあり方等を検討することと考えております。そして裁判員裁判によって刑事司法に対する关心、または自らが裁判で判断をされる責任を国民のみなさまも負うことになっているなかでこの勉強会の成果を公表し、死刑のあり方についてより広く国民的議論が行われる契機にしたいと考えております。」と述べております。

これに対し当連合会は、同日、死刑執行に関する会長声明の中で、この勉強会について、「勉強会が真に開かれた場での国民的議論が行われていく契機となることを期待する。当連合会は、上記勉強会の立ち上げに伴い、政府に対し、死刑制度の存廃を含む抜本的な検討及び見直しを行うまでの一定期間、死刑の執行を停止することを重ねて強く要請するものである。」と要請しております。

2 そもそも当連合会は、2002年11月「死刑制度問題に関する提言」を発表し、2004年10月には人権擁護大会において、「死刑執行停止方法の制定、死刑制度に関する情報の公開及び死刑問題調査会の設置を求める決議」を採択し、政府に対し、死刑執行停止法の制定とあわせて、死刑執行の基準、手続、方法など死刑制度に関する情報を広く公開すること、死刑制度の問題点の改善と死刑制度の存廃について国民的な議論を行うため、検討機関として、衆参両院に死刑問題に関する調査会を設置すること等の施策を求め、死刑制度の存廃について広範な議論を行うことを提起してまいりました。

また当連合会は、2008年3月には「死刑制度調査会の設置及び死刑執行の停止に関する法律案」(通称「日弁連死刑執行停止法案」)を公表し、「我が国における死刑の制度上及び運用上の問題点にかんがみ、死刑制度の存廃を含む抜本的な検討及び見直しを行うため、一定期間、死刑確定者に対する執行を停止するとともに、その間に国会及び政府の取り組むべき課題等を定め、もって刑事司法制度の改善及び基本的人権の擁護を図ること

とを目的とする。」(第1条)ものとし、「死刑制度調査会」は、「死刑制度の存廃その他死刑制度に関する次に掲げる事項についての調査を行う」として、下記の点を列挙いたしました(第2条)。

- 一 死刑制度の運用状況
- 二 死刑を法定刑とする罪に係る事件(以下「死刑事件」という。)の量刑の実情
- 三 死刑事件に関する誤判防止のための刑事司法制度のあり方
- 四 死刑に直面する者に対する権利保障、死刑確定者の処遇等
- 五 世界における死刑制度の動向
- 六 死刑の犯罪抑止効果及び死刑執行停止期間中の犯罪情勢の推移
- 七 死刑に代わる最高刑のあり方
- 八 死刑を法定刑とする犯罪の範囲の適否

3 これらの点を踏まえ、当連合会は、勉強会のあり方について下記の通り要請いたします。

(1) 勉強会の構成員

勉強会は、「法務省内の関係部局等によって構成する」ものとされておりますが、この勉強会が真に開かれた場での国民的議論が行われていく契機となるためには、法務省内における関係部局等による構成ではなく、幅広く有識者や市民からも意見を聴取るべきであって、当連合会からも構成員を選出されるよう要請いたします。

(2) 勉強会の公開

上述したように勉強会が真に開かれた場での国民的議論が行われていく契機となるためには、勉強会は公開のものとし、発言者の顕名による議事録を作成し公表することを要請いたします。

(3) 勉強会のテーマ

勉強会のテーマとしては、少なくとも次の点を加えられる必要があります。

一 死刑制度の運用状況

被執行者を選択する基準に恣意性はないか、絞首によるという現行の死刑執行方法は残虐ではないか(他の死刑執行方法によることはできないか)等

二 死刑を法定刑とする罪に係る事件の量刑の実情

死刑と無期の求刑や量刑に恣意性はないか等

三 死刑事件に関する誤判防止のための刑事司法制度のあり方

これまでの誤判事例(免田・財田川・松山・島田事件、足利事件等)

をふまえ、誤判原因は解明されているのか、どのような救済方法が可能か等

四 死刑に直面する者に対する権利保障、死刑確定者の処遇等

死刑確定者による再審請求・恩赦出願のための手続保障は十分か、精神障害者に対する死刑執行の際の精神状態の確認方法は適切か、被執行者に対する死刑執行告知方法は適切か、集団処遇の可能性は等

五 世界における死刑制度の動向

死刑廃止国・停止国の数、国際機関からの要請等

六 死刑の犯罪抑止効果及び死刑執行停止期間中の犯罪情勢の推移

諸外国における実例の調査研究等

七 死刑に代わる最高刑のあり方

死刑の代替刑として仮釈放のない終身刑導入の可否等

八 死刑を法定刑とする犯罪の範囲の適否

現行の犯罪の範囲を減らすべきか等

(4) 勉強会の成果

当連合会は、衆参両院における死刑問題調査会の設置とその間の死刑執行停止を求めてきました。勉強会を単なる勉強で終わらせないため、勉強会がいかなる結論に到達しようと、あるいは一定の結論に達しない場合であっても、死刑制度に様々な問題点がある事実は厳然として変わりません。勉強会の終了後は、両院に死刑問題調査会を設置してさらに議論を展開・継続し、その間の死刑執行停止を確保するために必要な措置を、とるよう要請いたします。

(5) 死刑の執行停止

勉強会の結果を踏まえた死刑制度の存廃を含む抜本的な検討及び見直しを行うまでの一定期間、死刑の執行を停止するよう要請いたします。